

第6節 自然環境や景観への配慮

1 河川における自然環境の保全【河川課】

(1) 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸に覆われ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間があります。このような区間において、自然な川岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生する試みを進めており、福井市の足羽川、底喰川、狐川などでは、低水路^{*1}を設けて、適度な水の流れを確保することにより、川が本来持っている自然浄化機能の回復と生物が生息できるような河川環境の保全を図っています。

(2) 生態系や親水性、景観等に配慮した事業の推進

河川空間は、都市における生物の重要な生息環境であり、また水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会にうるおいを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしています。

河川改修事業等の実施にあたっては、このような河川の役割と周辺の利用状況に配慮しながら、自然石や間伐材などを活用した多自然型川づくりを進めています。また、市町が行う公園整備等と連携しながら水辺に近づける河岸の整備などを進めています。

表3-4-20 河川改修事業等による事例

施工河川	内容【事業期間】
一乗谷川 (福井市安波賀町～福井市西新町)	一乗谷朝倉氏遺跡周辺の自然環境を保全し、地域住民との生活と調和した良好な河川環境の創出を図るため、自然石積の護岸・ホタル生息に配慮した緩勾配の低水護岸等を整備しています。【S63～H24】
狐川 (福井市角折町～福井市花堂北)	本来の狐川の自然を復元し、また子どもたちが水辺にふれあえるように、住民と行政等が協力して低水路や河畔林等を整備しています。【H15～H24】
足羽川 (福井市大瀬町～板垣)	表土覆土等による在来植生の早期復元や低水護岸への自然的素材の採用など、水際・水域環境を保全に努めています。また、水域から高水敷への連続したエコトーン ^{*2} の形成にも配慮しています。【H16～H20】

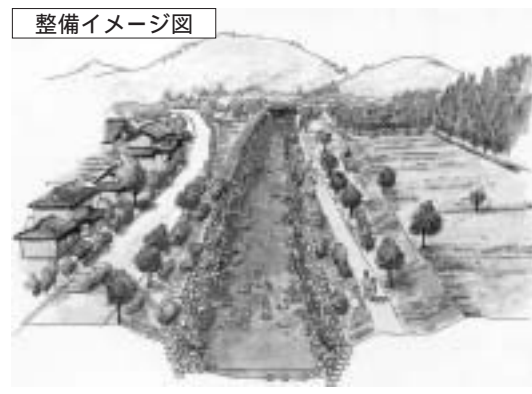


図3-4-21 一乗谷川の整備

2 海岸における自然環境の保全【砂防海岸課、農村振興課】

海岸保全施設は、本来、国土の保全を目的に整備されるものですが、近年、レジャー指向が強まり、海岸も重要な余暇空間として位置付けられるとともに、海岸には魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息している

ことから、海岸に配置される施設についても、環境に対する配慮が求められています。

海浜空間をよりよい環境として維持・保全していくため、食見海岸等では、景観に配慮して、人工リーフ^{*3}の整備を行っています。人工リーフは、

*1 低水路：通常の水量の少ない時に、水深を確保するために設けた水路。

*2 エコトーン：生態系の推移帯

*3 人工リーフ：海岸線から離れた沖側に、砂浜にほぼ平行に設置され、周辺の景観に配慮して本体を水面下にとどめた施設を人工リーフといいます。上部の幅をかなり広くとることにより波の勢いを弱め、越波を減少させる効果を発揮します。

岩礁帯に生育する底棲生物*1が集まってくるなど、構造物の性能を損なうことなく、生態系に悪影響を与えず、むしろ環境改善に繋がる場合もあるといわれています。

今後とも、自然景観や生態系を考慮し、自然環境を保全しながら海岸づくりを行うとともに、自

表3-4-22 自然環境や景観に配慮した海岸保全事業

海岸名	食見(若狭町)	浜住(福井市)	高佐茂原(越前町)
事業主体	県	県	県
平成17年度事業内容	人工リーフ 長さ50m	人工リーフ 設計	人工リーフ 1式
平成18年度計画内容	人工リーフ 長さ34m	人工リーフ 設計	人工リーフ 1式

然と人間が共生する海浜空間の形成に努めることとしています。



水面下に設置された人工リーフ（食見海岸）

3 漁港・港湾施設における環境配慮【水産課・港湾空港課】

漁港・港湾施設の整備にあたっては、施設の機能向上に加え、施設が地域住民にとって生活空間の一部であることから、レクリエーションなどで施設を訪れる人たちにとって快適な空間になるように、景観や親水性に配慮した整備を行っています。

平成18年度は、漁港施設としては、越前漁港において昨年完成した階段護岸に引き続き、緑地公園の整備をしています。港湾施設としては、おおい町の和田港において、昨年度に引き続き、環境緑地として海沿いにボードウォークや芝生広場を整備しています。



越前漁港



和田港（尾内地区）

4 溪流の整備【砂防海岸課】

溪流は、その水が人々の日常生活に利用されているばかりでなく、多種多様な生物の息の場でもあり、うるおいとやすらぎのある空間を創出する源にもなっています。

そのため、大出水時は土砂流出を抑制し、中小出水時は適正な土砂を下流域へ供給することにより溪流環境の保全を図る「透過型堰堤」を採用し、地域の自然環境にやさしい事業を推進しています。

平成17年度は、鍋谷川（池田町）において施工しました。



なべたにがわ
鍋谷川の透過型堰堤

*1底棲生物：代表的なものとして、各種海藻や巻き貝、カキ、サザエ等があげられます。

5 斜面の整備【砂防海岸課】

昭和40年代から急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進してきましたが、その多くは、危険斜面の崩壊を防止し、安全性を向上させることを主眼としたものでした。

しかし、近年、地域住民が快適で文化の香り高い生活を享受できるよう、潤いのある緑豊かな空間を形成することが求められており、景観を構成する斜面の緑の保全・創出と活用を、地域との共同・協調のもとで図っていくことが必要となってきました。このため、今後、危険斜面の整備にあたっては、安全の確保に加え、斜面環境・景観の保全・創造および斜面空間の活用と地域づくりとの連携を図りながら、地域住民・学識経験者・行政機関等の助言により「わがまちの斜面整備構想」を策定し、「地すべり対策事業」、「急傾斜地崩壊対策事業」、「雪崩対策事業」等を進めていきます。

現在、越前町では、「越前町わがまちの斜面整備構想（平成9年度策定）」の整備方針に基づいて、「急傾斜地崩壊対策事業」を進めており、平成17年度においては、越前町赤井谷第2地区および蝉口地区において、発生残土を有効利用した急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組むなど、自然環境に配慮した施工を実施しました。



赤井谷第2地区

6 採石場、土採取場跡地の緑化【地域産業・技術振興課、砂防海岸課】

砕石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠の資源です。しかし、その原料である岩石の採取にあたっては、大規模な森林開発を要する 경우가多く、森林保全との調整が重要です。

県内では、平成18年9月現在、25か所の露天掘の岩石採取場が稼働中であり、主に山腹の森林を伐採した後に表土を除去して地下の岩石を採取する形態となっています。

それぞれの事業者は、採石法に基づいて採取計画を知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられています。

採取にあたっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次種子吹付け、植栽等を実施して、採掘終了後の緑化を図るよう指導しています。

また、土の採取については、県土採取規制条例により、土の採取に伴う災害が発生するおそれのある区域を土採取規制区域（県内24区域）として指定しています。

規制区域内において土の採取を行おうとする者は、知事の認可を受けなければなりません。

採取にあたっては、土の採取に伴う災害防止および県民の生活環境の保全のために適切な措置がとられること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務付けられています。また、樹木のうち景観上重要と思われる樹木については、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については植草、植樹や種子吹付けなどにより、緑化を図るよう指導しています。

さらに県では、採石、土採取が適正に行われるよう、巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っています。

7 自然環境、景観に配慮した道路整備【道路建設課】

国・地方を通じた厳しい財政状況、少子高齢化、地方分権や環境問題など、道路行政を取り巻く経済社会情勢が大きく変わってきており、これらに的確に対応するため「道路の将来ビジョン」を策定し道路整備を進めています。

「道路の将来ビジョン」の中では、環境問題に関する道路行政の課題として渋滞の解消や自動車交通量の抑制などを取り上げており、また、道路施策の基本目標として「公共交通機関との連携・支援」および「環境との調和」を掲げています。

「公共交通機関との連携・支援」においては、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量を減らし、燃料消費の少ない低環境負荷型社会につながる公共交通機関の利用を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、交通結節点の改善や付近のアクセス道路の整備を進めます。

「環境との調和」においては、福井県の有する豊かな自然環境や生態系との共生・調和を図るとともに、沿道環境の保全に配慮した道路整備を進めます。

表3-4-23 「道路の将来ビジョン」概要

基本目標	重点施策
公共交通機関との連携・支援	パークアンドライドの支援 バス路線における渋滞ポイントの解消 駅へのアクセス道路の整備
環境との調和	バイパス道路の整備による渋滞の解消と走行速度の向上や交通需要マネジメント(TDM) ^{*1} などによる交通量の抑制 遮音壁や低騒音舗装などの道路騒音対策、街路樹植栽などによる道路緑化 循環型社会を目指し、建設副産物の発生の抑制、建設資源のリサイクルを推進 動植物の生息・生育空間に配慮し、生態系全般との調和を図るため道路法面の緑化、エコロード ^{*2} などの道路整備を推進

8 環境に配慮した林道の整備【森づくり課】

林道の整備にあたっては、自然環境の保全に十分対応し、住民に理解される効果的な整備を図る観点から、路線全体計画調査において自然環境調査を行い、ルートを選定や林道の設計、施工上の留意点を明らかにした上で、工事を進めています。また、小動物の生態を保護するため側溝等への配慮や、周辺環境との調和を図るために間伐材等の木製構造物の活用や法面保護工の緑化材料として木材チップ等を混入した資源の循環など自然に優しい林道整備に取り組んでいます。



間伐材丸太伏工

自然との共生

^{*1}交通需要マネジメント(TDM)：自動車利用者の交通行動の変更(パーク・アンド・ライド等)により公共交通の利用を促すなど、都市または地域レベルで交通需要を調整・抑制し道路交通における混雑を緩和する手法のことです。

^{*2}エコロード：エコロジーとロードを組み合わせた和製英語であり、豊かな自然環境を保全するため、生態系にきめ細かく配慮した道路のことです。例として中部縦貫自動車道(永平寺大野道路)や国道162号(阿納尻～田烏バイパス)があります。

9 景観づくり【都市計画課】

平成3年度に景観づくりの基本指針となる「福井県景観づくり基本計画」を策定し、市町においても、全市町で「景観づくり基本計画」を策定しています。さらに、福井市、勝山市、坂井市、大野市、鯖江市、おおい町および敦賀市で景観に関する自主条例が制定されるなど、積極的に景観の整備・保全の取組みが行われています。

地方公共団体による景観形成に対する取組みに法的な位置付けを与える仕組みを整えた景観法が、平成17年6月に全面施行されました。県では、5市町（小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町）について景観行政団体^{*1}となることに同意しています。今後、市町の景観計画策定など景観法の

活用を推進していきます。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。また、平成18年4月の改正条例施行により、屋外広告業者に関する届出制を登録制に移行し、登録期間を5年間とすることや違反に対する命令等の措置の強化を行います。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的・伝統的建造物の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

10 公共施設の緑化推進【営繕課】

「公共建築物計画の基本方針」（平成2年制定）において、公共施設の整備に際しては、敷地の周囲には植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物まで、7m以上を確保するように定めています。

平成18年度に建設中の県立病院関連施設は地上

部分に植栽帯を設けるだけでなく、憩いの場として利用できるように屋上に緑地を施します。

今後とも施設の計画にあたっては、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設等の緑化推進を図っていきます。

11 産業団地の環境施設整備に対する補助【企業誘致課】

県では、企業立地の促進および地域社会と産業団地の調和を図り、地域振興に資することを目的として、産業団地整備事業を実施しています。

この事業では、産業団地を生産施設だけでなく、自らも快適な環境を創出する場とするために、公園・緑地等の環境施設の整備も補助対象としてお

り、市町または市町土地開発公社が行う整備に対し、対象経費の3分の2以内、2億円を限度として、一定の要件のもとで補助を行っています。

最近では、若狭町の三十三産業団地で、平成16～17年度実施しました。

図3-4-24 三十三産業団地（若狭町）



^{*1}景観行政団体：景観法に基づき景観行政を担う主体。県と協議し、同意を得た市町が景観行政団体となり、それ以外については県が景観行政団体となります。